

平成 2 8 年度
第 9 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 8 年 1 2 月 5 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第9回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年12月5日（月）午後2時25分開会

開催場所 J A高松市中央一宮支店2階会議室

出席委員 18人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 2人

- 9番 横井 豊
- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局出席者

農政課長補佐
兼農政管理係長 大井 昌和
農地係長 多田 利浩
副主幹 中野 清作
主任主事 藤澤 英宣
主任技師 稻積 直子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地改良に係る届出について

議案第8号 産業廃棄物処理施設等の設置について

議案第9号 農地転用許可に対する審査請求について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議長(農地部会長) ただ今から平成28年度第9回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中18人で、部会は成立しております。欠席委員は、横井委員、藤原委員から連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は13番富本委員、15番湊委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が自ら耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番と3番は、第三者が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権10番のとおりです。

4番は、賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

5番は、一部を第三者が転用し、残りを賃貸人が別の農家へ譲渡するため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権21番、また、譲り渡しの内容については、農地法第3条第1項による許可申請所有権9番のとおりです。

6番は、賃貸人が自ら耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

1番は、借人が労力不足のため返還したものです。なお、別の農家に貸し付けることから、農地法第3条第1項による許可申請賃借権1番に関連しています。

2番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請6番のとおりです。

3番は、貸人の相続人が新たに香川県農地機構を介して貸し付けるため返還を受けた

ものです。

4番は、借人が労力不足のため返還したものです。

5番は、貸人が別の農家へ譲り渡す予定のため返還を受けたものです。

6番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権24番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について6件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自己駐車スペースが不足するため敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が291.06平方メートル有ります。

2番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道塩江・屋島西線に近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は

申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを112枚、4基の太陽光発電設備用地及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高齢となり自宅から遠方で耕作が困難となり、農業経営を縮小し生活の糧とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込も平成28年2月29日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、同居している長男が結婚し現住居に居住し、新たに二男夫婦と同居するため、孫の通っている小学校区内に位置するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.61平方メートルを300枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込も平成28年1月4日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

7番は、近隣住民の駐車場が不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、申請地が急こう配で農業機械の利用が困難なことから平坦地化するため、花崗土採取による農地造成用地として平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、花崗土採取による一時転用であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年6月ごろから花崗土採取中ですが、一時転用

後の農地復元も確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、住宅敷地内に車庫スペースがとれないことから、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年9月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が409.83平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近く、交通の利便性が良く、高松市国分寺支所・学校・大型量販店等が整い、周辺は宅地化の進んだ住環境が良い地域で入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が26.26平方メートル有ります。

11番は、10番の共同住宅の排水路にも利用するため、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、長年農地の水路として利用しているもので、放流先の都合上他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろ利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、農業用施設であり、無断転用扱いとはしません。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに、御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、平成28年9月27日付けで宅地分譲（2区画）用地として許可を受けていましたが、契約解除により許可の取消願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して妹尾委員及び富本委員より説明をお願いいたします。

妹尾委員 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め富本委員、湊委員、私の4名で、現地調査を実施しました。なお、所有権2番、3番、4番、6番及び賃借権1番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市多肥出張所南西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岩崎・高松線及び主要地方道中徳・三谷・高松線に近接し交通の利便性が良く、教育施設も近くに在り、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立古高松中学校西200メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線及び県道牟礼・中新線に近く交通の利便性が良く、沿線には商

業施設が充実し、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立円座小学校南西500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、琴電円座駅、県道高松・琴平線及び国道32号線に近く、市内中心部への移動に便利で、200メートルほど北側一体は都市計画用途地域のため、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が2,046.28平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページを御覧ください。

4番の申請地は、高松市立川島小学校北西800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道西植田・高松線に近接し交通の利便性が良く、300メートル南側は高松市山田支所を中心とする都市計画用途地域で、商業施設が建築され生活に便利で、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは、冨本委員が説明します。

冨本委員 5番の申請地は、高松市立十河小学校北西800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近接し交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2.42平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立東植田小学校北東700メートルに在り、転用者が経営する土木工事会社が現在賃借している資材置場等は、来年の3月末で返却しなければならないため、新たな露天貸資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は会社から近く、高松市道にも面し交通の利便性及び事業効率が良く、また、近隣には住宅が少なく生活環境への影響も小さいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が524平方メートルあります。

なお、本来であれば利用する会社が転用者となるべきところですが、経理上、資産管理と事業を明確に区分するため代表者である個人が取得し、会社へ貸し付けるものです。

現地調査の結果、一般基準の妥当性をより明らかにするため「申請地の下手に在る池の受益地を確認した上、用排水経路を利用計画図に明示すること」を許可条件としました。

3ページの賃借権を御覧ください。

1番の申請地は、高松市川岡出張所南西100メートルに在り、ドラッグストアー店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岡本・香川線及び主要地方道円座・香南線の交差点に位置し交通の利便性が良く、周辺に同様の店舗がなく集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、6番の追加条件を満たす必要のものについては、その条件を満たした後、他の案件同様許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、

許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ声有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

まず、所有権の案件です。議案書5ページをお開きください。

1番は、分譲マンション用地として、転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、宅地分譲用地として、転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、宅地分譲用地として、転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が233.36平方メートル有ります。

5番は、非農家の自己住宅用地として、転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、両親の実家に近く、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

6番の転用者は、アロマ商品の販売をしており、来客用駐車場が狭く路上駐車解消のため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事

業所に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、宅地分譲用地として、転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成6年ごろに一部を農業用施設用地として農道・水路の整備していますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。一部転用部分は農業用施設用地であることから無断転用扱いとはいたしません。併用宅地等が88.32平方メートルあります。

8番も、宅地分譲用地として、転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6ページをお開きください。

10番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に近く、周辺は小学校、病院等公共・公益施設が整っている住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2・3番に関連しています。

11番は、近隣住民の要望から露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成3年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から約50メートルと近接しており、周辺は小学校、病院等公共・公益施設が整っている住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、現在、住んでいる住宅を息子に譲渡し、隣接地を非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に市道を挟み隣接しており、周辺は小学校、病院等公共・公益施設が整っている住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が263平方メートル有ります。

14番の転用者は、建設業を営む法人の役員で、法人の業務が増加し、本社の倉庫で補えなくなり、新たな貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば倉庫用地として利用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の事情から役員である個人が取得し法人に貸し付けるものです。

7ページをお開きください。

15番は、農地への進入路が狭いことから、申請地を取得し、進入路拡幅用地として転用申請するものです。

用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

16番の転用者は、宗教法人で、墓地経営をするため隣接地を墓苑用地として開発しましたが、墓参者のための駐車場不足が見込まれることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、墓苑に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年6月から造成工事をしていますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番の転用者は、土木工事業を営んでおり、自宅敷地内に資材を置っていますが、受注が増加し、作業場と兼ねた資材置場が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自

宅に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が41平方メートル有ります。

18番は、開発許可申請が一体で、転用目的が異なることから枝番号で分けております。内容は、分譲住宅用地として転用申請するものと近隣住民の要望から露天貸駐車場用地として転用申請するもので、18番の1は特別議案となります。

18番の2の立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から近く、周辺は共同住宅が多く、駐車場の利用申込みもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から近く、周辺は小学校、病院、本市出張所、大型量販店等生活に便利な施設が整っていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和61年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が356.82平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8ページをお開きください。

21番の1及び21番の2の転用者は、建設業を営んでおり、事業が順調に伸び、市道を挟み21番の1が露天駐車場、21番の2が露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し事業所に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

22番の転用者は、障がい者の福祉サービス業を営んでおり、事業を拡大するため、障がい者福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在の事業所の隣接にあり、管理と利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用原野が10平方メートル有ります。

23番の転用者は、書道塾を経営しており、生徒数が増え、保護者用の車両置場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、塾の隣接にあり利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,165.68平方メートル有ります。

27番の転用者は、電気工事業を営んでおり、事業が順調に伸び社員数が増え、来客も増加していることから、事務所が手狭となり事務所拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現事務所に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成26年4月から一部を駐車場として利用しておりますが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が385平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。なお、給水管理設用地として農地法第3条第1項の規定による使用貸借3番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

9ページを御覧ください。

2番の転用者は、土木及び舗装工事業を営んでおり、業務の拡大により資材置場が不足したことから、法人の役員所有の農地を借り受けて露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、現事務所に近接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年3月から資材置場として利用していますが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が4,093平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

10ページをお開きください。

1 番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3 番も、祖父と父共有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、小・中学校、病院等が近く住環境の良い地域にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が5.66平方メートル有ります。

4 番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅兼ペット用品販売店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5 番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権22件、賃借権1件、使用貸借5件、計28件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定

による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権について御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

1番は、譲渡人が、療養により生活資金を必要とするため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

3番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が、自己の所有山林と交換により譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、譲渡人が農業を廃止することから、残存小作地を含めて経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、譲渡人が農業を廃止することから、共有持分12分の1を譲り渡すもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

8番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・果樹を栽培するものです。

9番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜・果樹を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

10番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており、要件を満たします。

11番は、譲渡人が耕作不便のため、隣接農地を所有し経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

12ページをお開きください。

12番は、農業後継者である子へ一括贈与するもので、引き続き野菜・果樹を作付けす

るものです。

13番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

1番は、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて、野菜苗を育苗するものです。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

2番は、労力不足の貸人から、経営規模の拡大を希望する借人が6年間借り受けて、水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、経営移譲年金受給のため、農業後継者へ10年間の使用貸借による権利を再設定するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

2番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて果樹を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

3番は、隣接農地を事務所拡張用地に転用するのに伴い、申請地の一部に給水管を埋設するため使用貸借により30年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権27番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転13件、賃借権2件、使用貸借3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第7号 農地改良に係る届出について御説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、不整形の7筆の農地を2段の農地に改良するもので、下段の東側側面を0.4メートル切土をし、高低差をなくすために良質花崗土で上段最大0.52メートル、下段最大2.1メートル盛土を行い、法面には種子を吹き付け、2筆の農地に造成し水稻栽培の作業効率の向上と収穫量の増加を図るものです。

また、既存水路の用途廃止による付替えを施設管理者の同意を得て行うものです。

以上、議案第7号 農地改良に係る届出について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号については届出のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」の声有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第7号は届出のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第8号 産業廃棄物処理施設等の設置についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第8号 産業廃棄物処理施設等の設置について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

1ページのとおり、平成28年11月21日付けで高松市長から高松市産業廃棄物処理等指導要綱第13条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の設置について照会がありました。

施設の概要は2ページの事前指導申出書のとおりで、詳細につきましては3ページ及び4ページの事業計画書のとおりです。

設置予定者は、一般廃棄物事業、産業廃棄物事業等を営んでおり、西植田町の間処理施設で産業廃棄物をリサイクルするための中間処理を行っていますが、その取扱品目のうち、廃プラスチック類の処理業務を三谷町の本事業所敷地において実施するため、産業廃棄物の圧縮施設を設置しようとするものです。

圧縮施設の処理能力は、日量2.4トンです。取り扱う廃棄物の種類は、ペットボトルのみであり、処理業務に伴う汚水の発生はなく、水質や土壌に与える影響もないものとされています。

資料の表紙にお戻りください。

施設の設置場所は、三谷町字小石工谷3979番1で、平成28年11月25日に三谷町担当農業委員と地区担当職員で現地調査を実施し、同日に開催された第3地区部会において審議した結果、第1点として、「産業廃棄物処理施設の設置場所は、農地以外の土地であるため農地法に係る許可等の必要は無いが、施設設置場所周辺の農地所有者及び関係水利組合等に対しては、施設設置について周知説明の上、理解を得ること」、第2点として「廃棄物の処理に当たっては、周辺農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答すると決定したものです。

以上、議案第8号 高松市産業廃棄物処理等指導要綱第13条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の設置について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号については原案のとおり回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号は、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地転用許可に対する審査請求についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第9号 農地転用許可に対する審査請求について御説明いたします。
資料2と2の2を御覧ください。

資料2の1ページのとおり平成28年11月15日付けで許可処分の取消し裁決を求める審査請求書が提出されております。審査請求人は記載の方で、審査請求に係る処分の内容については、1番のとおり平成28年9月14日付け農地転用許可に関する処分ということです。

具体的には、7ページを御覧ください。平成28年6月20日付け受付の所有権移転を伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請で、十川西町の農地3筆について、分譲住宅用地に転用する目的で、地権者及び転用者から共同申請があり、許可した案件についてです。

行政処分に対しては、行政不服審査法に基づき、審査請求ができることを許可書に教示して発行しており、今回の処分に対し、1ページ3番のとおり、「1に記載の処分を取り消すとの裁決を求める」として審査請求されました。

審査請求の理由は、1ページの4番に書いていますが、8ページの公図を御覧いただきながら御説明いたします。転用申請地は地番を丸で囲んだ農地になりますが、転用申請地の西側に隣接する農地Aと高松市道を挟んで南側に隣接する農地Bについて、今回の転用申請の際、「隣接農地権者に事前説明がない、なおかつ、同意をしていない」というものです。

A、Bの農地についてですが、Bは請求人が登記簿上所有権を取得して所有者となっておりますが、Aは別の方が登記簿上の所有者となっており、請求人はAの所有者の相続人ではありません。2ページに書いていますが、隣接農地Aにおいて、所有者は「65年ぐらい前に他県に在住し、不在地主であり、既に死亡しており、耕作は父が生前に請求人に委譲している」ということで、請求人はAを現在耕作・管理をしているとの認識のもと、Aについても、隣接農地同意者であるとの認識で審査請求をされました。

請求人は、「隣接農地権者に全く説明がなく、同意していない」状況での許可は、農地法施行規則第30条第7号に違反しており、違法であるといっています。

資料2の2を御覧ください。農地法施行規則第30条第7項の規定は、農地を転用するための許可申請の添付書類で「7 その他参考となるべき書類」となっています。その

他参考となるべき書類は何かといいますと、4ページ下線部分、農地法関係事務処理要領第4の1(1)に「イ 申請書には次に掲げる書類を添付させる」とあり、5ページの下線部分、「(サ) その他参考となるべき書類(許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でない。)」となっています。具体的な書類が何かは示されていませんが、請求人は隣接農地関係者の同意書の取り付けがなかったということを指摘しております。

そこで、隣接農地関係者の同意書ですが、これが法定添付書類であるかという点、これは行政指導によりお願いで提出してもらっているものです。ですから、請求人が指摘する同意書の取り付けがないことによって農地法施行規則第30条第7項に違反しており、違法であるとの指摘については、法的にみれば必要添付書類でないものを添付がされていないことが違法であると指摘をされているようです。

次に、今後のスケジュールですが、審査請求に係るおおまかな事務手続きの流れが12ページにございます。資料の上側に審査庁と審理員と処分庁等と審査請求人等と書いていますが、農業委員会の場合、行政不服審査法により、審査庁であり処分庁であり、イコールになります。なおかつ、審理員の設置ですが、農業委員会は、行政委員会になりますので、これについても設置しなくてよいということになります。つまり、審査庁、審理員、処分庁が溶け込んだ状態で農業委員会はあります。それにより、④審査請求人等と文書のやりとりが発生するということになります。

今、現在の状況は、1の3、書類に不備がないかの段階で、窓口であるコンプライアンス推進課との協議の中で、申請自体の不備はないとの回答をいただいています。ですから、その後、審理を開始するということになり、2の2、審理員の指名に入れば、農業委員会そのものが審理をすることになり、3の2以下の流れに入ります。もし、請求者が、原告の適格がなければ、却下処分ということで、審理をせずに、1の4、5の2の裁決書の作成をして、訴えの利益・適格なしとして決定をする流れになります。今、1の3の状態にあるものが、審理に入っていくのか、それとも請求人に対して訴えの利益なしとして却下するのか、今後の方向性について、皆様の御意見をいただけたらと思います。

審理に入ると3の2から以下、弁明書を作成して提出しなければなりません。また、反論書を請求人からいただくようになります。関係書類の提出であるとか、分譲住宅の造成工事の執行停止の要望とか、そういったことがあれば、各月に開催されます農地部会において対応を決定するという形になります。

14ページになりますが、A、Bの農地について、第7地区部会の全農業委員が現場を見て、具体的にどういう影響があるかということについて、感じた内容、現状の内容が書かれております。Bの農地については、市道に接続して、水路を挟んで南側にあり、高低差が0.6から1メートル高い位置にあります。以下、日照、通風、営農条件等については、一般的に見れば、支障はないのではないかという結果が出ています。

Aの農地については、審査請求人は実際の相続人とか借入人とかになっていませんが、転用地からみれば、85センチ低い位置にあります。ここについては、雨水、用水路の支障はないだろうとの結果です。日照とか通風については、分譲住宅が建ちますので、多少の影響はあるだろうと思われませんが、耕作に支障が生じる程度ではないだろうという判断をいただいております。

環境の評価については、今後、家が建つことによる影響であり、今、現在の許可処分そのものについて影響がでるものではないという判断で、これは判断できないとの回答をいただいております。

8ページと15ページと見比べるとお分かりいただけると思いますが、転用地に接する西側の土地3筆が細長く分筆されています。この分筆された3筆の土地については、転用申請はされていません。Aの土地については、所有者が死亡しており、境界確定ができなかったということで、法務局の筆界特定制度により、Aの土地と細長く残った農地の境界について確定されています。その時に所有者の相続人として、請求人が該当していないということで、法務局筆界特定書から分かります。そのことから、転用者の方からすれば、今後、境界紛争が起こるといけないということで、第7地区部会でも了承をいただいておりますが、細く1メートルほど残して転用申請をしたということになっております。

請求人が主張している隣接農地関係者の同意書については、国から指導がありまして、13ページになりますが、平成7年7月28日付け「農地転用関係事務処理の迅速化及び簡素化等について」ということで、星印で線引きしているところで、国の考えとしては、転用許可申請書等に添付義務のない隣接者の同意書等の一律添付を求めているところからみられるから、このようなことはしないでくださいといった通知が出ています。また、中国四国農政局に確認したところ、隣接農地関係者同意書は明らかに法定添付書類ではないとの回答を得ています。

あと、御検討いただきたいのは、請求人がそもそも訴えの利益がある者か、あるいは原告適格があるかどうかという判断が一番大事なところになります。それによって、今後の事務処理の方法が、大きく変わってきます。コンプライアンス推進課の弁護士に事前に確認したところ、却下を行うか、審理に入っていくかで大きく違いますということと、あと第三者であり、過去の事例から見ても原告の適格がないのではないかということで、もし、審理に入ると、窓口を開けたにもかかわらず、不適當であるとの棄却をするということになりますとのアドバイスもいただいております。

裁判の例や過去の事例等の資料を付けておりますので、一度目を通していただき、今後の進め方を御検討いただけたらと思います。本日、即結論を出すのは難しいと思いますので、今、こういう事案がありますということを御報告いたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、資料等も相当ありますので、暫時休憩とします。

-休憩-

議 長 それでは、再開します。議案第9号については、慎重審議を要するため、この度の報告、資料内容を御検討、御確認いただき、次回以降引き続き審議対象とし、意見醸成をいただくことに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号は、次回以降引き続き審議対象とすることに決定いたしました。

次に、報告事項として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料3を御覧ください。

平成28年11月8日から12月1日分までであります。

まず、許可件数ですが、10月以前の農地部会議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、11月議決分といたしまして4条が22件、5条が34件、合計で4条が22件、5条が44件です。

許可保留件数につきましては、10月以前の農地部会議決分といたしまして4条が0件、5条が3件、11月議決分といたしまして4条が5件、5条が40件、合計で4条が5件、5条が43件です。

取下につきましては、4条、5条ともにありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

4条関係で、11月議決分の15番、16番、18番が農振除外未了により許可保留となっております。

2 ページを御覧ください。

同じく、4条関係で、22番、27番が農振除外未了により許可保留となっております。

3 ページを御覧ください。

5条関係で、8月議決分の26番、9月議決分の16番、10月議決分の12番が開発許可未了により許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

5条関係で、11月議決分の4番が、開発許可及び農振除外未了により許可保留となっております。7番、10番、13番、19番が、開発許可未了により許可保留となっております。

11番が、開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

12番、16番から18番までが農振除外未了により許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

同じく、21番が開発許可未了で許可保留となっております。

23番が、開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

24番、25番、33番が、開発許可及び農振除外未了により許可保留となっております。

26番、31番、34番、36番、37番が農振除外未了により許可保留となっております。

6 ページを御覧ください。

39番から41番まで、48番、49番、賃借権の3番、4番、6番が農振除外未了により許可保留となっております。

所有権の46番、47番、賃借権の1番、2番が開発許可未了により許可保留となっております。

賃借権の7番が開発許可及び農振除外未了により許可保留となっております。

7 ページを御覧ください。

4番、7番、8番、11番、16番から18番までが農振除外未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成28年度第9回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時24分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員